第3回定例町議会

補正予算などを可決

令和元年第3回定例町議会が、9月10日と11日に開催され、補正予算、条例改正など7件の議案が原案どおり可決されました。

□**各会計の補正予算**

一般会計は、歳入歳出の予算に1，028万9，000円を追加し、予算の総額を44億4，478万円とすることが可決されました。

□**条例の改正**

・訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

・訓子府町認定こども園条例等の一部改正について

□**定住自立圏形成協定の締結について**

北見市との定住自立圏形成協定の締結について可決されました。

□**財産の処分について**

町有林で生産した林産物の処分について承認を得ました。

□**教育委員会教育長の任命**

林　秀貴氏

教育委員会教育長が令和元年9月30日で任期満了となることに伴い、林秀貴氏の再任が同意されました。

□**教育委員会委員の任命**

中塚　保氏

教育委員会委員1名が令和元年9月30日で任期満了になることに伴い、中塚保氏の任命が同意されました。

□**人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

人権擁護委員1名が令和元年12月31日に任期満了となることに伴い、推薦に対する意見を求め、山本寛身氏の再任の承認を得ました。

□**各会計決算の認定**

平成30年度訓子府町一般会計歳入歳出決算、平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算など各会計決算等6件が決算審査特別委員会に付託されました。

【報　告】

□**平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について**

平成30年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、監査委員の審査意見を添えて町長が報告しました。

□**専決処分の報告**

損害賠償の額の決定及び和解について専決処分の報告をしました。

□**監査結果報告**

財政的援助団体の監査結果について、「適正に執行されているものと認める」と監査委員から報告がありました。

□**出納検査結果報告**

本年7月10日・8月9日・9月9日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

訓子府町の選挙人名簿投票区別登録者数

（9月1日現在）

投票区	行政区	今回の有権者数（人） 男	女	計
1	東幸町	199	231	430
	西幸町	133	121	254
	東　町	191	246	437
	元　町	32	36	68
	旭　町	94	103	197
	大　町	52	59	111
	栄　町	87	92	179
	若富町	82	99	181
	若葉町	83	81	164
	計	953	1,068	2,021
2	日出町	85	109	194
	穂　波	108	144	252
	柏　丘	82	82	164
	日　出	63	67	130
	大　谷	42	31	73
	福　野	67	60	127
	計	447	493	940
3	西　富	56	61	117
	北　栄	44	55	99
	駒　里	40	38	78
	弥　生	35	43	78
	農　試	19	5	24
	高　園	58	61	119
	計	252	263	515
4	末広町	128	166	294
	実　郷	53	46	99
	緑　丘	34	34	68
	協　成	18	16	34
	開　盛	19	12	31
	常　盤	10	9	19
	豊　坂	31	31	62
	清　住	65	63	128
	計	358	377	735
合　計		2,010	2,201	4,211

※行政区の仲町は栄町に、美園は常盤にそれぞれ統合されており、上記表には掲載していません。

監査委員により平成30年度町の各会計決算審査などを実施

7月5日に地方自治法及び地方公営企業法の規定による決算関係書類を訓子府町監査委員に提出し、次のとおり決算審査などが行われました。

平成30年度各会計決算審査

平成30年度の訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）について、訓子府町監査委員により7月31日、8月1日、8月5日の3日間にわたり決算審査が行われました。

決算審査は、議会で決定された予算が適正に執行されたか、不適当な事項はないか、決算その他関係諸表等の計数が正確であるかなどを主眼として、毎年実施されているものです。

【監査委員審査結果と意見（概要）】

平成30年度訓子府町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道会計）の決算について内容を審査した結果、決算計数はいずれも正確に計上され、事務・事業も適期に執行され、予算の執行及び財政運営は適正であると認めます。

これらの決算計数から算出される財政関連指数を見ても状況は良く、向上傾向にあり、今後の事務事業が町民の期待に応えられるためにもこの状態を維持、継続するための工夫、改善、備えを重ね、さらに適正な行財政運営にあたられることを望みます。

「町財政健全化及び経営健全化の比率」を審査

平成30年度の「財政健全化及び経営健全化の比率」について、訓子府町監査委員により7月31日に審査が行われました。

審査にあたっては、「健全化判断比率及び資金不足比率等」の算定基礎事項書類について、適正に作成されているかなどを主眼に、関係書類間の数値の突合などのほか、担当職員からの聞き取りにより行われました。

【監査委員審査結果】

平成30年度の「健全化判断比率」の各種数値については、いずれも適正に把握・算出されていることを認めます。

今後とも各種事業、給付事業などの実施が継続されていくこととなりますので、一層財政運営に配慮し、健全化継続を望みます。

財政的援助団体の監査

地方自治法の規定に基づき、町から各団体に交付した補助金・交付金等が適正に運用されたかを確認する財政的援助団体の監査が監査委員により行われました。

補助金事務は適正に執行

本年度は、町が特定非営利活動法人シトレインに補助している「もりの風運営費補助金」を対象に関係書類を提出するとともに担当職員からの聞き取りにより、8月1日に補助金事務の執行状況の監査が行われました。

【監査委員監査結果】

補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

平成30年度財政健全化の基準と訓子府町の比率

財政健全化の比率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	—	15.0%
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%
③実質公債費比率	7.2%	6.6%	6.2%	25.0%
④将来負担比率	—	—	—	350.0%
経営健全化の比率				経営健全化基準
①下水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%
②水道事業資金不足比率	—	—	—	20.0%

比率の「—」表示は、赤字などがないことを示しています。すべての比率において各健全化基準を大きく下回っています。

※早期健全化基準は、国が定めた基準で、この比率を超えた場合には財政健全化計画の策定など、早期健全化の取り組みが義務付けされています。